

議案第3号

基山町職員の給与に関する条例の一部改正について

基山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年3月5日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

基山町職員の給与に関する条例（昭和21年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定による管理職手当の額は、同項に規定する職にある職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額 $\frac{100}{25}$ を超えない範囲内で規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

管理職手当について、年功的な給与処遇を改め、管理職員の職務及び職責を端的に反映できるよう国の制度に準拠し、定額での支給とするため、基山町職員の給与に関する条例を改正する必要がある。

平成30年3月15日原案可決